

議第 8 9 号

調停の申立てについて

次のとおり調停を申し立てる。

1 相手方

呉市内の法人 A

2 申立ての趣旨

「相手方は、呉市に対し、8,067,000円を支払う。」との調停を求める。

3 申立ての理由

呉市は、保育所、認定こども園等の施設整備に対し、呉市私立保育所等施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付しているところ、令和4年度に相手方に対して交付した補助金について、呉市において算定事務に過誤があり、相手方に対して補助金を過大に交付していたことが判明したため、当該補助金の過大交付分の返還を求める旨の調停を申し立てるものである。

4 管轄裁判所

呉簡易裁判所

（提案理由）

裁判所に調停を申し立てるため、地方自治法第96条第1項の規定により、この案を提出する。